

## 1947年夏の「謎」

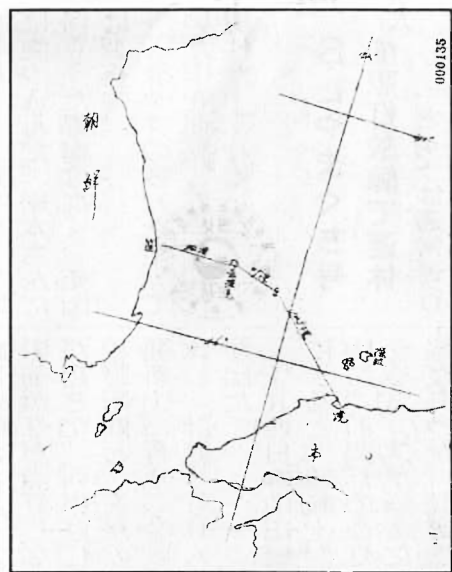
1947（昭和22）年6月、韓国の慶尙北道知事は「鬱陵島所属竹島領有確認の件」（韓国国家記録院所蔵「独島（竹島）に関する調査の件」（1951年）所収）を政府に提出して、竹島が自国領であることの確認を要請した。

添付の地図Ⅱ写真Ⅱでは、竹島と境港の距離（125海里、実際は122海里）が強調されていた。これは、この要請の特記事項に「近日には日本境港の某日本人の個人所有となつて漁獲を禁じるという便りがある」とあつたからである。

戦前（現在も）竹島の漁業権を持つのは隠岐の人たちであり、ここで境港が登場した理由は不明である。そして、当時日本人が竹島の漁業権を主張した記録も確認できない。

慶尙北道知事の要請は新聞で報道され、刺激された韓国人は47年8月に「鬱陵島學術調査隊」を派遣した。彼らは竹島に上陸し、その様子は新聞各紙で報じられた。こうして、韓国人の多くが日本海に竹島があることに気付いたのだつた。

このような一連の出来事がなかつたら、竹島問題は起こらなかつたかもしれない。昨年、ソウル有数の巨大ショッピングモールにある独島体験館で



## 韓国竹島不法占拠の発端

「鬱陵島學術調査隊」を称賛する企画展示が行われたのは、47年夏の重要性に韓国人も気付いたことを示す。

その後、竹島を巡る重要な動きがあつたのは49年だつた。11月に米国國務省が作った平和条約草案では竹島が朝鮮領となつていた。日本を占領していた連合国軍総司令部（GHQ/SCAP）のシーボルド外交局長（実質的な米国駐日大使を兼ねていた）は、「この島に対する日本の領土主張は古く、正当と思われ、かつ、それを朝鮮沖合の島というのは困難である」と、これを見直すことを本国に提案し、この年12月の草案で竹島は日本領になつた。

この決定はその後変更されず、日本の独立を回復させた51年調印のサンフランシスコ平和条約で竹島は日本領に残つた。

シーボルドがそのような提案をしたのは、「Minor islands adjacent to Japan proper」という外務省が作成した英文説明資料を読んでいたからだつた。この説明資料は、竹島など平和条約で帰属が問題になりそうな島々について、地理・歴史・産業など客観的な事実を述べたものだつたが、シーボルドに竹島の帰属先を日本とするよう提案させたことでその説得力が分かる。占領下での外務省のぎりぎりの努力が実つたのだつた。

説明資料のうち竹島を含む第4部「太平洋の諸小島・日本海の諸小島」を外務省が作成したのは47年6月、提出を受けたGHQが米国に送つたのは9月である。日韓双方で、47年夏に竹島を巡る重要な動きがあつた。両者に関係があつたのかは分からない。50年代前半、平和条約に反して韓国は竹島を不法占拠するが、その発端となつた47年夏は謎に包まれている。

ふじい・けんじ 島根県竹島問題研究顧問。最新稿「竹島の帰属と日本外務省作成の英文説明資料」（島根県Web竹島問題研究所掲載）。

